

平成26年第4回石狩市下水道事業運営委員会会議録

開催日時：平成26年11月21日（金）14：00～

開催場所：石狩市役所 本庁舎 第1委員会室

出席者：船水会長、安立委員、花田委員、渡辺委員、米澤委員、中西委員、高橋委員、浅井委員、平山委員

欠席者：木村委員、長委員、越智委員

説明員等：及川水道担当部長、廣長下水道課長、勝又主査、櫻井主査、金井主査

傍聴者：1名

【14時00分 開会】

- ◆ 事務局から、会議の成立の報告。
- ◆ 及川部長から船水会長へ「石狩市個別排水処理施設の排水設備指定業者制度の廃止について」の諮問書を手渡す。

- 船水会長　　： 委員の皆さん、今日はお集まりいただきありがとうございます。
第4回の運営委員会を開催させていただきたいと思います。
只今、石狩市の個別排水処理施設の排水設備指定業者制度を廃止する件についての諮問がありました。
本日の議題ですが、皆様にお配りしておりますように4件ございます。1件ずつ進めていきたいと思いますので、どうかよろしくお願ひいたします。
それでは、早速ですが議事の1番に入りたいと思います。
議事の1番は、前回のこの委員会に引き続きまして、石狩市の下水道の中期ビジョンの改訂（案）について、ということでございます。前回、ここでご議論いただきまして、その内容についてパブリックコメントを行う、ということでお願いをしておりました。
それでは、その結果についてということと、内容について一部追加があるということを伺っておりますので、事務局の方から説明を受けたいと思います。
よろしくお願ひいたします。
- 勝又主査　　： 私の方から、下水道中期ビジョン改訂（案）につきましてご説明いたします。
下水道中期ビジョン改訂（案）につきまして、9月22日から10月21日までの1ヵ月間、条例に基づきパブリックコメント手続きを行いました。その結果、寄せられた意見はございませんでした。
しかし、同時期に市の財政部局におきまして公共施設等総合管理計画を策定しておりまして、こちらもパブリックコメント手続きも行っております。この計画の内容としては、公共施設の老朽化が進み施設の維持更新に多額の費用が今後必要になるということから、これら施設の機能を維持しつつ、効率的かつ効果的に維持管理を進めていく必要があり、その対策を考えるための計画でございます。
下水道としましても、施設の老朽化が進みまして、更新には費用がかかるという同様の課題を抱えていることから、この計画も関連する市の計画に含めて整合性を取りながら進めていきたいと考えております。
従いまして、1ページ目のフローにもございますが、公共施設等総合管理計画という文言を付け加えさせていただきたいと思っております。それが1ページ目の表示になってございます。
それに伴いまして2ページ目でございますが、12ページと17ページの文章を変更して

おります。内容といたしましては、下線の部分を追記しておりますが、「下水道事業計画や関連する市の計画と整合性を図るとともに」という部分を追記しております。17ページにつきましては、1番下の段になりますが、同じ文言を追記して変更させていただきたいと思っております。

この内容に合わせまして、資料編の34ページと49ページも合わせて修正していきたいと思っております。

私の方からは以上でございます。

●船水会長

今、パブリックコメントを行った結果、ご意見をいただくことはなかったというご報告と、関連する市の計画として公共施設等総合管理計画というものの策定があるので、それをここの図に書き込み、内容の本編の方の2ヶ所に追加をしたいというお話がございました。

この件につきまして、ご意見とかご質問等何かございませんでしょうか。

(なし)

具体的には、この文言の追加ということについて、まず意見を集約したいと考えております。

何かご意見ございませんか。

(なし)

ないようでしたら、この中期ビジョン改訂の（案）に今日ご説明いただいた文言、3ヶ所の追加をするということについて、この委員会として了解するとさせていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。

それでは、まず文言の追加をお認めいただいたということにさせていただきます。

その上で、前回の委員会から審議を重ねてきたわけでございますので、私の個人的な判断としては、この中期ビジョンの見直しということについては、文言の追加をしたこの（案）が私たちの結論ではないか、と考えますがいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

(異議なし)

諮問を受けておりますので、答申をこの委員会から申し上げる必要があるということでございます。

実は私、勝手ですが答申の案を用意しております。

それについてご議論いただくということにしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

よろしいですか。

(異議なし)

ありがとうございます。

それでは、事務局の方で答申書の案を用意していただいておりますので、お配りいただき事務局の方からご説明いただければと思います。

よろしくお願ひいたします。

それでは、案を配っていただきまして、その案についてご説明お願いします。

◆ 廣長課長より答申案を朗読。

●船水会長

今、朗読いただきました案について、ご質問とか何かお気づきの点はございませんでしょうか。

(なし)

要点といたしましては、今日文言の追加をしたものをベースにして、この委員会での議論を整理したつもりであります。

改訂をする必要性のことと、それから前期の5年間についての実施状況はどうであり、それから現状と課題というのはどうだというのをご説明いただき確認をしたと。

4番目にこれが改訂をする部分、具体的には「耐震診断と耐震対策検討」という言葉に改訂するということについての了解をしたと。

5番がパブリックコメントは無かったということで、最後のページにあります結論として、この（案）は妥当だということと、このビジョンに基づき着実に仕事をしてください。

という形になります。

改めまして、何かお気づきの点ご質問等ございませんでしょうか。

よろしいですか。

（委員全員 了承）

それでは、この内容で答申をするということにさせていただきたいと思います。

ありがとうございます。

議事の2番目に進みたいと思います。

議事の2つ目は、本日、諮問を受けました件でございます。

これも私の勝手な判断ですが、今日諮問を受けたわけでございますが、今日の議論で十分に結論を出せる事項であろうと基本的に考えております。議論の次第によりましては、このことも含めてまた考えなおすこともあります、私からの提案としては、本日中に答申案を作りたいと考えております。

どうかよろしくお願ひいたします。

それでは、石狩市個別排水処理施設の排水設備指定業者制度の廃止について、ということについて、審議に入りたいと思います。

まず初めに、事務局より諮問事項の説明を受けたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

●櫻井主査 : それでは私、櫻井からご説明いたします。

資料2になります。

石狩市個別排水処理施設の指定業者制度の廃止についてご説明いたします。

現在、公共下水道の指定業者制度と個別排水処理施設の指定業者制度の2つがありまして、その重なりを統合するために一方を廃止するというものでございます。

2ページ目です。

排水設備とは、下水道法第10条において、その土地の下水道を公共下水道に流入するために必要な排水管、排水渠、その他の排水施設と規定されております。

排水設備は、屋内排水設備と屋外排水設備に分かれ、屋内排水施設は、汚水については屋内に設けられた衛生器具等から污水栓又は屋外の排水管に至るまでの排水設備としており、屋外排水設備は、污水栓又は屋外に設ける排水管から公共下水道、公共樹に至るまでの排水設備としております。

排水設備工事は、家の周りに排水管を敷設し污水栓を設置し、汲み取り便所を水洗トイレに改造する工事などを行います。下水道法施行令第8条に規定されている、構造の技術上の基準に適合した施工がされなければならなく、適正な施工を確保するために、多くの地方公共団体では条例等により排水設備工事は一定の技術力を持った責任技術者が専属する指定業者でなければできないものとしております。

このように、法律や条例に基づいて行う施工のため、必ず市の排水設備指定業者に依頼する必要があります。

3ページ目になります。

こちらが公共下水道の排水設備の場合です。トイレ、風呂、キッチンなどから流れた汚水は、汚水栓を経由しまして公共栓に流れます。ここまでが公共下水道の排水設備業者が施工を行い、個人の設置、負担、管理になります。公共汚水栓から下水管までが市で設置、管理をいたします。

4ページ目です。

こちらが個別排水処理施設の排水設備の場合です。トイレ、風呂、キッチンなどから流れた汚水は、汚水栓を経由しまして浄化槽に流れます。ここまで排水設備が、個別排水処理施設の排水設備指定業者が施工を行います。合併浄化槽は市で設置、管理を行い、合併浄化槽から放流先までの排水設備が指定業者の施工になります。

先ほどの公共下水道の指定業者は、こちらの排水設備工事はできません。各々で指定業者制度があり、この重なりを統合するために一方の指定業者制度を廃止するというものでございます。

5ページ目です。

①廃止の目的として、個別排水処理施設の排水設備指定業者制度を廃止し、公共下水道の排水設備指定業者が個別排水施設の排水設備工事を行うことができるようになりますは、手続きなどの事務の軽減、利用者の選択の幅が増えたことによる利便性の向上としております。

②経緯ですが、個別排水処理施設整備事業は平成17年10月の合併により厚田村より石狩市に引き継がれた事業であります。

当初は、生活環境部合併浄化槽担当としていたため、所管においても排水設備指定業者制度を実施しておりました。平成21年度からは下水道課に所管が移り、公共下水道の排水設備指定業者制度と重なっておりました。

③排水設備指定業者の登録数です。平成26年10月31日現在、公共下水道の排水設備指定業者数は148社で、個別排水処理施設の排水設備指定業者数が、10社です。

この10社は公共下水道の排水設備業者でもあり、どちらの排水設備工事も実施できますが、10社を除いた138社は、公共下水道の排水設備工事しかできません。

この排水設備施設の指定業者制度を廃止しまして、148社が個別排水処理施設の排水設備工事をできるようにすることが今回のねらいでございます。

④廃止の影響について。公共下水道と個別排水処理施設の排水設備指定業者制度については、更新の際などで手数料を徴収しております。廃止によって、これまでの排水設備指定業者の登録に要していた新規手数料1万円、それから5年ごとの更新手数料5千円も不要になります。

これに伴い手数料の収入の減が生じます。現在10社おりますので、平成26年度としては、更新1社、手数料5千円の減が生じます。平成27年度は更新2社、手数料1万円の減が生じます。平成28年度は更新7社、3万5千円の手数料減が生じます。

今回の廃止につきましては、条例改正も必要になり、来年3月議会で条例改正を予定しております。

今回は手数料にかかりますので運営委員会への諮問が必要でしたが、市民参加手続きのパブリックコメントは不要としております。

私からは以上です。

●廣長課長

補足説明させてもらいます、10社ありますので更新手数料5千円ということで、5万円が収益として無くなることになります。5年間で5万ということで、年間1万の収入減になるということでございます。

それとパブリックコメントですが、今10社が148社に拡がるということで、市民に対しては、不利益は被らない、拡大することでパブリックコメントは不要ということになっております。それが148社から10社に縮まる場合は、パブリックコメントとか

市民意見を聞かなければいけないのですけど、拡大するということでパブリックコメントは必要ないと考えております。

以上でございます。

●船水会長

: 今ご説明いただきました内容について、ご質問等ございませんでしょうか。

●米澤委員

: この10社は今後、競争率が高くなりますが、企業側からの反対意見というのではないですか。

●櫻井主査

: 10月中旬にこの10社にアンケート調査を行っておりまして、廃止についてどう思うかということで、廃止すべきが4社、今まで良いというのが3社、1社がその他の意見となりました。無回答が2社ありまして、4割の会社が廃止にするべきだという意見でした。

●廣長課長

: 最終的には、事業者さんとしては競争範囲が広くなりますけど、次の議題になりますが、区域を石狩にも拡げたいということも考えておりますので、そのタイミングということもあります。あくまでも市民、まず利用者の方が不便を被らないと、利用者、市民を優先ということで考えておりますので、このようなことになってございます。

●船水会長

: 他に何かご質問等ございませんか。

(なし)

今、ご質問にもありましたように、この指定業者という制度を廃止するに当たっていくつか利害の関係する方々がおられると思います。

1つは市民の方にとってどうかということと、それから、現在、個別排水処理の設備の指定業者としておられる10社の方。この2つであろうかと思います。

また、全体としては、手数料が5万円減るということになろうかと思います。

市民の皆さんに対する利便性は、市民の方にとってみればお願いできる業者が増える、148社に増えるということになります。

現在、個別排水の処理施設の排水設備の指定業者になっておられる10社の方々にとりますと、メリットはこの登録手数料の二重払いがなくなるということ。ただ、ご質問にもありましたように競争が若干厳しくなるということだと思います。

あと、市全体としての手数料につきましては、5万円というのを大きいと見るか小さいとみるかですが、事業全体のフレームからすれば大きなことにはならないと個人的には考えています。

こういう3点がこの制度の廃止をする、しない、ということに関することだと思いますが、改めましてご意見等いただけますとありがたいのですが。

いかがでしょう。

(なし)

この議題に入ります時に、今日ある程度の結論を用意できるのではないかと考えております、ということを申し上げました。

そのことも踏まえまして、今説明を聞いていただきましたので、まずは今日結論を出すということで、この先議論をさせていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。

それでは、先ほど挙げました3点を考えて、会長の個人的な意見としましては、制度の廃止をすることで市民の方への利便性が大きくなることの方を重要だと考えることと、業者の方にとりましても、登録料の二重払いをしなくて済むということがありますので、この諮詢を受けた件は、廃止は妥当ではないかと私は考えますが、この件について何かご意見を頂けるとありがたく思います。

(なし)

よろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。

確認ですが、パブリックコメントは行わずに進めたいということもございました。

この件について何かご意見ございますか。

(なし)

よろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、廃止をするという諮問については、妥当であろうという判断をいただいたということになりました。

前の議題と同じように答申案を作る必要がございます。

これにつきましても、勝手でしたけれども私の方と事務局で相談をして案を用意をしております。この案をご議論いただくということでよろしいですか。

(異議なし)

ありがとうございます。

それでは、事務局の方で答申の案を配布いただけますでしょうか。

答申案についてご説明をお願いいたします。

◆ 廣長課長より答申案を朗読。

●船水会長 : 私の方で用意しました答申の案ですが、何かご質問並びにお気づきの点等ございますでしょうか。

(なし)

ありませんか。

(なし)

ありがとうございます。

よろしいですか。

(委員全員 了承)

それでは、この内容で答申をさせていただきたいと思います。

ありがとうございます。

では、一旦休憩をさせていただきまして、答申書をお渡しするということをさせていただこうと思います。

若干時間が必要ですか。

●金井主査 : 答申書を用意しますので休憩願います。

●船水会長 : わかりました。

いったん休憩します。

◆ 休憩 14:35～14:40

◆ 再開後、船水会長から及川部長へ「石狩市下水道中期ビジョン改訂（案）について」及び「石狩市個別排水処理施設の排水設備指定業者制度の廃止について」の答申書を手渡す。

●船水会長 : それでは、また議事に戻りたいと思います。

議事の3番目に進みたいと思います。

個別排水処理施設整備事業の区域拡大について、ということについて事務局の方よりご説明をお願いいたします。

●櫻井主査 : 資料の3番目になります。

石狩市個別排水処理施設整備事業の区域拡大についてご説明いたします。

石狩市個別排水処理施設整備事業は「個排事業」と短く省略して説明いたします。

2ページ目になります。

1番目、個排事業の現状についてです。

現在の個排事業は、平成18年2月に作成された石狩市生活排水処理基本計画に基づき実施しております。基本計画では、平成18年度から平成32年度までに石狩市区域（下水道計画区域を除いて）に300基の合併浄化槽を設置しようとする計画です。しかし、平成21年度からは対象区域に浜益区を加え、平成21年度から平成26年度まで年間計画設置数5基として6年間実施しております。旧石狩市が入っていなかったのは、財政運営が厳しい個排事業に過疎債が充当でき、過疎対策として厚田区、浜益区を対象区域としていました。

石狩市生活排水処理基本計画では計画対象区域を石狩市全域としており、集合処理する区域として、下水道計画区域内は公共下水道により整備を進めるとして、個別処理する区域として、下水道計画区域外の区域は個排事業により進めるとしております。

3ページ目になります。

個排事業による合併浄化槽の設置数についてです。

平成13年度から厚田村で個排事業が始まりまして、平成17年度までに129基を設置しております。合併後も厚田区で事業を継続し、平成20年度までに134基を設置しております。平成21年度には下水道課で事業を引き継ぎ、対象区域に浜益区を加え今年度までに累計で153基を設置しております。平成27年度以降は旧石狩市を加え石狩市全域（下水道計画区域を除く）を予定しております。

4ページ目になります。

これが個排の対象区域になります。

厚田区、浜益区の全域になります。そして旧石狩市と厚田区です。除外される区域としまして特定公共下水道の石狩湾新港区域。公共下水道の花川南、北、東、樽川、花畔地区、本町地区、八幡地区。そしてトーメン団地計画予定区域です。さらに厚田区の望来地区、厚田地区。これらが対象区域外になります。

5ページ目です。

対象人口と対象世帯数についてです。

石狩市生活排水処理基本計画に基づき、平成27年度から個排事業は下水道計画区域を除く石狩市全域とし、旧石狩市地域にも拡大する予定です。計画設置数は、これまでの年間設置数5基から旧石狩市拡大分として5基を加え、10基程度として現在協議中でございます。

対象人口、世帯数ですが、現在、厚田区、浜益区合わせまして1,964人・1,072世帯になっており、拡大後は旧石狩市が加わりまして、全体で3,774人・2,062世帯となります。

6ページ目になります。

設置における検討事項ですが、①市街化調整区域の建築物は都市計画法により規制があります。市街化調整区域には、合併浄化槽の設置にも規制がかかります。農業者の住宅などについては規制はありませんが、一般の住宅には規制がかかります。唯一、花畔地区にあります花川ニュータウン団地のみが旧宅造法の施工地区で新築、増改築ができます。

市では合併浄化槽の設置を定住できる方としております。利用者から申請があった場合、建築関係法令に適合しているか確認が必要になってきます。

②地下水の影響を受ける地区については、水替工が必要で工事費が上がります。

浄化槽を設置する際に深さ2.5m程度まで掘削いたします。厚田区、浜益区では、地下水については水中ポンプ程度で対応できましたが、旧石狩市は砂地盤です。地下水が高

い地域があり、地下水を処理しなければ安全な作業ができませんので、仮設工事として地下水が高い箇所につきましては、地下水低下方法として下水道工事の際に実績がありますウェルポイント工法を採用して工事を実施するものと考えられます。

③浄化槽を設置するには、スペースが必要で狭隘な場所では設置は難しいです。

浄化槽を設置する際には、最低でも4m×5m程度のスペースが必要です。狭隘な宅地では、設置スペースの確保のために支障物（花壇だとか塀、車庫など）の撤去が必要になります。

④泥炭地に浄化槽を設置する場合に良質土と置き換える必要があります。

石狩の美登位地区などは石狩泥炭地です。泥炭とは植物の残遺体が堆積したもので、地盤が非常に悪いです。このまま浄化槽を設置しますと、沈下が発生しますので良質土と置き換える必要があります。

⑤処理水の放流先が、確保が必要です。

今回の区域拡大に伴った検討事項ではありませんが、衛生面、維持管理面で浄化槽の処理水は、放流先の確保が必要になってきます。市が管理していない私道、用水路等は、放流先が確保されているか確認が必要になります。また、放流先の土地の所有者の方の承諾も必要になります。

7ページ目です。

年間スケジュールです。

現在、個別事業につきましては、募集年度内に浄化槽をご利用いただけるように、次のようなスケジュールで進めております。

雪が積もる前に利用者に排水設備工事が完了できるように設定しております。

①浄化槽の相談期間としまして通年。相談は通年行っております。

②募集期間は、4月上旬から5月上旬です。

③現地確認、個別相談としまして、募集された方の相談を考えているのが5月上旬から6月上旬です。

④設置個所の決定は、6月中旬を予定しております。

⑤測量設計業務は、6月下旬から7月下旬です。

そして⑥浄化槽設置工事は、8月下旬から11月中旬を予定しております。

最後8ページ目です。

- 米澤委員 : 資料ないですよ。
- 船水会長 : 実は、7ページ目から配布いただいたものには含まれておりませんので、コピーを作ってください。
説明はどうぞ続けてください。
- 櫻井主査 : それでは、8ページ目の説明をいたします。
まとめになりますが、区域拡大のまとめです。
 - (1) 目的としまして、下水道計画区域以外の生活環境の改善、それから公共汚水域の保全を図ります。
 - (2) 整備区域。石狩市全域（下水道計画区域を除く）を予定しております。石狩市生活排水処理基本計画の計画対象区域といたします。
 - (3) 整備期間は石狩市生活排水処理基本計画の整備予定期間としております。基本計画では、平成32年度までとなっておりますが、平成32年度以降につきましては、整備手法を含めて再度検討いたします。
 - (4) 整備の方法。個別排水処理整備事業（総務省所管の単独事業）により行う。現状の事業を継続する、としています。
 - (5) 整備規模です。年間10基程度として現在協議中でございます。
 - (6) 設置に当たっての検討事項です。

- ①建築関係法令に適合している物件について申請を認める。
②処理水の放流先の確保が必要になってきます。
③処理水が他人（私道、用水路など）の土地に放流する場合は、承諾書が必要になります。
- 廣長課長 : 補足説明よろしいでしょうか。
- 船水会長 : はい。どうぞ。
- 廣長課長 : 資料の2ページをご覧願います。
現状ということで、18年2月にできています計画に基づいて合併浄化槽の設置事業というものが行われております。
資料の3ページになりますけど、21年度から下水道課所管になっております。
設置基数は、約年間3基、23年度で6基、25年は1基になっています。
ここの部分が先ほど答申いただきました個別排水の指定業者が水洗化工事をする件数になっております。
4ページご覧願います。
厚田の方、浜益の方いらっしゃいますけど、皆さんお住まいの花川南、北、緑苑台、花畔等、公共下水道が入ってるところはそのまで、それ以外の所、例えば生振、北生振、高岡、そういうところが浄化槽にするための事業となっております。
6ページご覧願います。
②地下水の影響を受ける地区ということで、例えば花畔農住や生振等地下水の高いところがあります。そうした場合、2m以上掘りますので、砂ですと水が含みますと崩れてきて掘れなくなります。それでウェルポイントといいますが、砂の中に極端に言うとストローを差し込んで、吸うような感じで水を汲み上げ、水位を下げる方法になります。水を下げてドライな状況にして、基礎を作ったりコンクリートを打ったりするということでございます。
また④泥炭地、これも泥炭の上にこういった構造物作りますと、どうしても傾いたりするものですから、良い土、砂とかに置き換えて工事をすると。良い物と置き換えて支障のないように進めていくとしております。
また7ページの年間スケジュールご覧願います。
- 船水会長 : すみません。
ここから資料がないので。
- 廣長課長 : 申し訳ございません。
一応、先ほど話したのですけど、雪が降る秋口までに浄化槽を付けて、その後に水洗化工事できるように、というスケジュールで春から事務を進めてきていることになります。利用したい人は11月か12月位には水洗化といいますか浄化槽を使えるようなスケジュールで考えております。
資料が2枚足りなくて申し訳ございません。
- 船水会長 : 今、準備をいただきまして配布をいただければと思います。
資料2ページほど欠落しておりましたけれども、今ご説明をいただきました。
何かご質問等、ご意見等ございませんでしょうか。
- 浅井委員 : 教えて欲しいのですけど、4ページの地図に新港の特定公共下水道とあるじゃないですか。
特定公共下水道は、今までこの委員会で出てきましたか。
特環公共下水とは違うのですか。
- 廣長課長 : 特環公共下水道は、郊外の方の人口が少ない地域で、特定公共というのは、エリアを決めまして特定の事業活動により下水を行うことで、これは北海道の所管になっています。

- 浅井委員 : ということは、この辺の企業ですよね、この辺の人は道に下水道代を払っているということですか。
- 廣長課長 : 新港地域の方は、そのようになります。
管理しているところは、当別にあります土木現業所の出張所になります。
そちらが所管しております。
- 浅井委員 : わかりました。
- 船水会長 : よろしいですか。
- 浅井委員 : それともう1つあるのですけど。
- 浅井委員 : 2ページ目に32年度までに300基の合併浄化槽を作るとあるけれども、これはあくまで理想というか目標で、実際できるのは予算の関係とかで年間10基程度という理解でいいわけですか。
- 廣長課長 : 300基という数字を上げた時、17年度に対象全部にアンケート調査をしています。
そして、浜益区で百何十個、石狩で百何十個とか、そういう個数を組み合わせてトータル300基という計画になっています。
ただ、実際は、改造費等お金がかかります、それと高齢化、住宅の老朽化、そういうことでなかなか進んでいないのが状況でございます。
石狩についても5基程度ということで考えておりますけども、需要が多ければ改めて検討しなければならないと思っております。
- 浅井委員 : ごめんなさい。もう1つだけ。
- 浅井委員 : あの4ページ目の地図に戻りますけども、黒く塗りつぶしてあるのが特環とか公共下水道のいわゆる下水道システムですよね。その他の白いところが合併浄化槽の対象区域という理解でいいわけですか。
- 廣長課長 : 赤丸が下水道の水洗化になっているエリア。それ以外の所が、今ご指摘の通り個別排水、合併浄化槽の設置エリアということでございます。
- 浅井委員 : それで、水を流す先は今後決めるっていうことでしたけれども、例えば、生振だとやっぱり茨戸川に流すことになるのですか。その辺はまだ白紙というか放流先として決まってないと。
- 廣長課長 : 放流先としましては、生振でしたら流末が茨戸川になっていますので茨戸川となります。浄化槽も水質基準が良くなっていますので、BODでしたら20以内ということになっていますので、設置する前よりは良くなると考えております。
- 浅井委員 : そうすると、茨戸川は今でも茨戸水再生プラザの水を流していると思うのですが、そこにこの水も、合併浄化槽の水も流しても大丈夫なのですかね、水質的に。
- 廣長課長 : 今の家庭でも、雑排水、洗濯とか風呂の水は流れていますので、その水が良くなるということで、水質は影響ない、向上されると考えております。
- 浅井委員 : はい。わかりました。
- 船水会長 : 他に何かご質問ございますか。
- 中西委員 : 現実にこの浄化槽を作るとなると1件当たりどのくらいの金額がかかるものなのでですか。
ちょうど私の住んでいるところは、公共の下水を使わせてもらっているのだけれども、周りはちょっと離れたら農家の人が多いので、結構これに切り替えていたのだけれども。
- 櫻井主査 : 人槽によって金額違うのですが、一般的に多く使われている5人槽で100万円位かかります。
- 船水会長 : こういうふうにご説明ください。
市が負担する方と設置される家庭で負担しなければいけないと、負担が2つありますよね。こういうものを入れるかどうかお考えになる時は、やはり入れるお宅で実際い

くらお金を出さなければいけないか。今お話しeidいた方は、浄化槽そのものの金額だと思われますので、これについては市と国の補助金があって1割位を設置される方が負担されると、いうことでよろしいです。

ただ、それ以外でトイレを改造するとか、今日の2つ目の議題にありましたように配管を宅地の中でしないといけない、というのが個人の負担になりますよね。

ご質問の主旨は、設置される個人の方がどれ位の負担になるかということですね。

何か数字、もしあればラフでけっこうですので。

●櫻井主査 : 工事費の10%ですね。受益者分担金として負担してもらっています。100万の工事費であれば、あと測量の設計費を足した10%がお客様の負担になります。あと排水設備工事となります。

●船水会長 : 排水設備工事とかトイレ改造はどれ位かは何か。

●櫻井主査 : 50万程度です。

●船水会長 : それ位ですか。

わかりました、そういう負担だということです。

●廣長課長 : 今、50万程度というお話をさせていただきましたけれども、180から200件前後、毎年水洗の新設や改造で申請が上がってきます。

1件の家の新設や改造の費用は平均して40万円前後かかっています。更に合併浄化槽をつける場合に便所の改造がでてきます。そうすると便所の中の床の直し、それから洗浄、暖房便座、その電気工事、水抜き栓、水道を別に1本引かなければいけない、その水道の工事。そして便槽の解体等を考えたら、50万円以上かかるかと考えております。

●船水会長 : よろしいでしょうか。

(異議なし)

私の方から確認ですが、今日のお話は区域の拡大というところで、あの整備期間とか整備の方法というところは従来の方針をそのまま継続しますということで、この整備区域を公共下水道若しくは特環の地域以外全体に拡大するということについての意見を、ということでおよろしいですか。

(事務局同意)

他に何かご質問ありますでしょうか。

(なし)

それでは、私の意見としては良い方向に、石狩市の全域についてきちっとした対応を取ろうと区域を拡大するということですので、これで進めるということでおよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。

それでは、この内容で進めていただくということでよろしくお願ひいたします。

では、4番目の議事に移らせていただいてよろしいですか。

(異議なし)

4番目の議事は、平成25年度決算の概要についてでございます。

それでは、決算の概要についての説明をよろしくお願いします。

●金井主査 : それでは、私の方から下水道課で所管しております「個別排水処理施設整備事業特別会計」、「特定環境保全公共下水道事業特別会計」及び「公共下水道事業会計」の3会計における平成25年度決算について、ご説明いたします。

資料につきましては、No.4の資料になります。

1ページをご覧ください。

はじめに、個別排水処理施設整備事業特別会計でございますが、歳入・歳出とも3,024

円で決算を了しました。

平成 25 年度の事業概要としましては、浜益区で 1 基の合併処理浄化槽の整備を行うとともに、既存の浄化槽、171 基の維持管理を行ったところであります。

次に 2 ページをご覧ください。

これは、決算構成比の状況を円グラフで表したものです。

歳入につきましては、一般会計からの繰入が全体の 83.3%・2,520 万 1 千円あったところであります。

繰入金の内訳につきましては、公債費に充てるものとして約 1,203 万円、人件費分として約 882 万円、浄化槽整備費分として約 7 万円、赤字補填分として約 428 万円の繰り入れがなされたところであります。

なお、歳出につきましては、公債費が 45.4%・1,372 万 3 千円、個別排水事業費が 54.6%・1,651 万 7 千円となっており、個別排水事業費の内訳としましては、人件費が約 882 万円、維持管理費が約 651 万円、整備費が約 119 万円となったところであります。

次に 3 ページをご覧ください。

特定環境保全公共下水道事業特別会計の決算でありますが、歳入・歳出ともに 1 億 5,110 万 2 千円で決算を了しました。

平成 25 年度の事業概要としましては、整備事業は概ね完了していることから、既存施設の維持管理を行ったところであります。

次に 4 ページをご覧ください。

決算構成比の状況を円グラフで表したものです。

歳入につきましては、繰入金が全体の 79.5%・1 億 2,016 万 9 千円あったところであります。

このうちの 1 億 308 万 1 千円を一般会計から、1,708 万 8 千円を基金より繰り入れたところであります。

なお、平成 25 年度末の基金残高は、2 億 4,255 万 8 千円となっております。

また、その他の収入としては、使用料及び手数料が 9.8%・1,477 万 6 千円、市債が 10.5%・1,590 万円あったところであります。

一方、歳出につきましては、公債費が 76.0%・1 億 1,478 万 5 千円、特定環境保全公共下水道事業費が 24.0%・3,631 万 7 千円となっており、特定環境保全公共下水道事業費の内訳としましては、人件費が約 952 万円、維持管理費が約 2,680 万円となったところであります。

次に 5 ページをご覧ください。

こちらは、公共下水道事業会計の決算になります。

公共下水道事業会計は、地方公営企業法を一部適用しているため、会計方式が他の 2 つの会計とは異なっております。

その経理方法は、営業に関わる活動を損益取引、収益的収支として、営業活動以外における資本の増減を資本取引、資本的収支として区分して行っております。

はじめに収益的収支ですが、収益的収入 10 億 6,785 万 2 千円に対し、収益的支出 10 億 1,952 万 6 千円となり、4,832 万 6 千円の純利益で決算を了しました。

このことにより、平成 25 年度末においての未処分利益剰余金は、過年度から繰越したものと合わせまして、約 8,059 万円となりました。

この未処分利益剰余金 8,059 万円につきましては、将来の財源不足額に対応するため、その内の 4,000 万円を減債積立金に積み立て、残りの約 4,059 万円につきましては翌年度繰越利益剰余金としたところであります。

次に資本的収支であります。資本的収入 4 億 8,477 万 7 千円に対し、資本的支出 9 億 5,057 万 8 千円となりました。

資本的収入額が資本的支出額に不足する 4 億 6,580 万 1 千円は、収益的支出における現金支出を伴わない費用である、減価償却費等の損益勘定留保資金等により補填したところであります。

平成 25 年度の事業概要としましては、花川南地区において浸水対策として雨水管を延長約 887m 布設いたしました。

次に 6 ページをご覧ください。

決算構成比の状況を円グラフで表したものです。

収益的収支を表す左側の円グラフですが、収入については、使用料収入が 51.9%・5 億 5,386 万 7 千円、一般会計繰入金が 48.0%・5 億 1,238 万 9 千円とこの 2 つでほぼ全体を占めているところであります。

支出については、減価償却費が 44.8%・4 億 5,643 万 1 千円、支払利息が 24.0%・2 億 4,509 万 4 千円、職員給与費が 5.0%・5,081 万 9 千円、維持管理費が 26.2%・2 億 6,718 万 2 千円という構成となっております。

公共下水道事業においては、赤字や黒字を表すのはこの収益的収支であることから、収入と支出の差し引きはプラス 4,832 万 6 千円となり、平成 25 年度は黒字となったところであります。

一方、資本的収支を表す右側の円グラフですが、収入については、企業債が 50.3%・2 億 4,400 万円、国庫補助金が 10.7%・5,174 万 4 千円、一般会計負担金が 37.9%・1 億 8,393 万 6 千円、受益者負担金が 1.1%・509 万 7 千円となっております。

また、支出については、企業債償還金が 75.7%・7 億 2,000 万 1 千円、建設改良費が 24.3%・2 億 3,057 万 7 千円となっております。

資本的収支のうち、収入が支出に対して不足する額、グラフでは「減価償却費等内部留保資金」と表しておりますが、平成 25 年度は、資本的収入額が支出額に不足する額が 4 億 6,580 万 1 千円あったところであり、消費税資本的収支調整額と損益勘定留保資金にて補填いたしました。

消費税資本的収支調整額というのは、消費税の納税計算は、収益的収支と資本的収支を合わせて全体として計算します。計算結果である納付ですか還付というのを収益的収支により行うことになります。しかし、資本的収支だけで計算しますと、工事等で消費税は支払っているのに対し、補助金や企業債では消費税は入ってこないため、消費税は還付となります。この還付となるべき消費税を収益的収支から補填するものであります。平成 25 年度は 80 万 8 千円ありました。

損益勘定留保資金というのは、収益的支出における減価償却費等の現金支出を伴わない支出のことです。費用として支出に計上していますが、実際の現金での支払いがないため、その分の現金が収益的支出に残っていることになります。

この金額のうち、平成 24 年度に資本的収支の補填財源として使用しなかったものが過年度分として 4,187 万 1 千円ありました。

また、新たに平成 25 年度に発生した金額が減価償却分の 4 億 5,643 万 1 千円あり、そのうち 4 億 2,312 万 2 千円を補填財源として使用しましたので、残りの 3,330 万 9 千円が平成 26 年度に過年度分として使用できることになります。

平成 25 年度決算の概要については、以上になります。

- 船水会長 : ありがとうございます。
- 今ご報告いただきました、決算の概要につきましてご質問、若しくはご意見ございましたらお願いいたします。
- いかがでございますか。
- 安立委員 : 今、石狩市で企業債の残高というのはどのくらいあるのですか、全体で。
- 金井主査 : 25 年度末の公共下水道事業会計の企業債残高が 101 億程度ですね。
- まだ残高として残っている形になります。
- 安立委員 : 100 いくらですか。
- 金井主査 : 101 億。
- 船水会長 : よろしいですか。
- (異議なし)
- 他いかがでしょう。
- 浅井委員 : 公共下水の収益的収入で、一般会計繰入金が比率が 48%もあるのだけど、これって過去の石狩の決算の内容は忘れましたけども、例えば、他の自治体と比較してこの 48 という一般会計繰入の利率は多いのでしょうか。
- それとも、どこもこのような感じでしょうか。
- 廣長課長 : 下水道使用料収入によって変わる部分はあると思いますけど、多いか少ないかと見たら、他の町の部分は、比較したことはございませんので、なんとも言えません。
- 町によっては、繰入金があるところもあると思いますし、優良なコンパクトに処理場や人口が密集している、あまり経費がかかっていないところは、一般会計の繰入れが少ないところもあると。
- 一概に石狩はどの位多いというところは押さえてございません。
- 浅井委員 : 例えば、札幌市はこういう数字は表に出してないのか。
- 船水会長 : 札幌市は、同じ会計の仕組みで公表しておられると思います。
- 今すぐは分かりませんか。
- 浅井委員 : いや、今出てこないということで結構ですけど。
- あまり本筋に関係する話ではありませんので。
- 金井主査 : 一般会計繰入金の補足としまして、収益的収支における一般会計繰入金の内訳ですが、平成 25 年度決算の内訳といたしましては、一般会計繰入金の内、雨水分、本来下水道として負担すべきではない、税金で負担すべきであるということで 4 億 9,356 万 8 千円、本来料金で負担する必要がある汚水分ということで 1,882 万 1 千円となっておりますので、国から認められている基準に応じて雨の水を処理するということで、ほとんどのものをもらっている形に平成 25 年度はなっております。
- 船水会長 : 先ほど例にありました札幌市も同じでして、雨水の排除も下水道の大事な役割ですので、これは税金でやりましょうというのが、日本の、世界的なルールです。一般会計繰入金は、これがほとんどですというご説明であったということでよろしいでしょうか。

(事務局同意)

ということで通常想定される赤字の補てんというのとは、性質が違ってとご理解いただければと思います。

他に何かありますでしょうか。

よろしいですか。

(異議なし)

それでは、この決算の概要につきましては、この委員会で了解するという事ではございませんので、ご説明を伺ったということで終わりにしたいと思いますがよろしいですか。

(異議なし)

予定してありました4件の議事を終わりました。

委員の方々から特に発言等、ここで議論等をしてはどうかということはございますでしょうか。

ございませんか。

(なし)

それでは、その他ということで事務局の方から報告等ありましたらお願ひします。

●廣長課長 : 答申までいっていただきまして、ありがとうございます。

今年4回開催いたしましたけど、今日、資料について大変ご迷惑おかけしました。会議室の変更などにつきましても、色々御迷惑おかけしたことをお詫び申し上げます。

下水道事業運営委員にはご審議、ご提言等いただきましてありがとうございます。

来年の開催予定でございますが、未定となってございます。

今後ともよろしくお願ひいたします。

今年はこれで最後になります。部長から最後に一言ご挨拶をいただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

●及川部長 : 本日は、数多くの案件につきまして、熱心にご審議をいただきまして誠にありがとうございます。

また、資料の欠落がありましたことを、私の方からも深くお詫び申し上げたいと思います。

今年4回開催ということで、委員の皆様方には貴重なご意見を多数頂戴いたしました。私どもといたしましては、答申も含めまして、これらをもとに施策を着実に進めてまいりたいと考えております。

これが年内最後となりますけども、忙しい中ご出席をいただきました委員の皆様方に改めてお礼を申しあげまして、簡単ではございますが私からのご挨拶にさせていただきます。

誠にありがとうございました。

●船水会長 : それでは、以上で第4回の運営委員会を終わりにしたいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、これにて散会いたします。

どうもありがとうございます。

【15時27分 閉会】

平成27年1月5日会議録確定

石狩市下水道事業運営委員会

会長 船水尚行